

環境特集

●サミット閉幕 2050年までに温暖化ガス半減へ●

ドイツのハイリゲンダムで開催された主要国首脳会議(2007サミット)は、現在、世界が直面する第一の課題として「環境」を取り上げ、6月8日、閉幕しました。議長国ドイツのメルケル首相は議長総括の骨子で、地球温暖化防止への決意を盛り込み、ポスト京都議定書に向けた目標とする枠組み作りに言及しました。その中で具体的に「地球温暖化ガスの排出量を2050年までに少なくとも半減させる」というEU、カナダ、日本の決定を真剣に検討する」と記されました。これまで米国と中国は温暖化ガス総量の半分を占めているのに、排出削減の義務を負っていません。また、中国やインドなどの途上国は成長の権利を掲げて削減義務を頑なに拒否する状況にありました。しかし、主要国首脳はこのような状況を黙認することを是としませんでした。各国首脳の中で鍵を握っていた最大の温暖化ガスの排出国である米国ブッシュ大統領は「温暖化の存在を当初疑問視していた」が、サミットの3日間ですいぶん変わったことが会議経過として報じられました。合意の背景には「主要国の結束がなければ中国やインドなどの新興市場国の取り組みはおぼつかない」とする危機感があったとされています。2008年に日本の北海道洞爺湖で開催される次回のサミットは「環境サミット」として、日本政府には環境問題を最重要課題とする重い宿題が課せられることになりました。政府の最近の動向を見ると、環境サミットに向け積極的に取り組もうとする姿勢が伺え、環境・設備に関係する者として心強さを感じます。

●政府・与党「省エネ診断士」新設へ●

日本経済新聞(5月27日)によれば、政府・与党は家庭からのCO₂排出量を抑制するための枠組み作りに乗り出し、家庭の省エネルギー対策を指南する「省エネ診断士」の資格を新設するとしています。家庭部門で本格的対策を打ち出すのはこれが初めてで、情報機器やデジタル家電の普及で電力消費が拡大し、国内排出量の一割強を占める家庭部門の対策が急務と判断されました。公的な資格として新設する「省エネ診断士」は省エネ家電買い替えによる各家庭のCO₂排出量削減や電気料金の節約効果など、家計への影響について各家庭を訪問して助言します。省エネ診断士にはNPOや家電販売店の人材を想定しており、省エネ効果を測定するソフト開発なども並行して進めます。政府は家電メーカーに対し、目標年度を掲げ、消費電力の削減を義務付けていますが、省エネ性能は向上したものの、買い替えが進まないとい各家庭の排出量削減につながらないため、消費者に向け買い替えを考えるよう啓蒙することが重要な課題になっていました。なお、省エネ家電とは技術革新で従来型より消費電力や排熱量を抑えるなど、エネルギー効率を高めた家電製品のことです。1998年の省エネルギー法改正でエアコン、冷蔵庫など21品目が指定されています。

●省エネ 業種別に数値目標を導入へ●

日本経済新聞(6月5日)によると政府は、産業界のエネルギー効率の改善を促すため、業種別に数値目標を導入します。経済産業省の諮問機関である総合エネルギー調査会では6月中旬から業種毎の数値目標の検討を始めます。この目標設定には環境省も理解を示し、来年の通常国会で省エネ法の改正を検討する方向です。現在の省エネ法では、年間のエネルギー使用量が原油換算で1500kl以上の工場やオフィスなどに対し、業種に関係なく一律にエネルギー効率を毎年1%改善する目標を課し、対応が著しく悪い3000kl以上の事業所については企業名を公表、百万円以下の罰金を科すことができます。新制度では、例えば「石油製品の生産1kl」「カセイソーダ製造1トン当たり」などの基準を検討し、エネルギー消費量に関して同じ業種

内で統一した基準を設け、効率性の比較を容易にします。各企業から集めた数値をもとに業種ごとの目標を設定し、業種ごとの平均値や順位などをまとめ、改善が遅れている企業の省エネ努力を促すことを目的としています。

●東京都 大規模事業所対象に、CO₂削減義務化めざす●

東京都は大企業へのCO₂排出削減量の義務化を目指し、来年度に条例の改正をする考えです。都の気候変動対策方針によると、年間のエネルギー使用量が原油換算で1500kl以上の大規模事業所に対し一定量の削減目標を課し、目標を達成できなかった場合は罰則規定を設ける方針です。また、目標達成が難しい施設を対象に取り入れる排出権取引の構想もあり、未達成施設が、目標以上に削減できた施設の余剰削減分を購入する仕組みで、都内全体の削減を促す狙いがあります。一方、都内全体のCO₂排出量のうち、家庭部門からの排出は23%を占め、温暖化防止には家庭の協力も不可欠です。都は5月から「省エネルギー促進税制」などの税制優遇で、税の減免による省エネ投資や設備の導入の促進、消費電力の小さい家庭器具や太陽光発電の普及を進める構想です。その他、10,000m²以上の建物を対象にした「建築物環境計画制度」の見直しや、マンション以外の新築物件に対する「省エネルギー性能証書(仮称)」の導入、中小規模事業者に対しては「環境CBO(社債担保証券)」を創設し、新たな資金調達手法を構築します。詳しくはホームページの「東京都気候変動対策方針」をご覧ください。

一方、これに後押しをされたかのように、6月22日 環境省は7月にも中央環境審議会(環境省の諮問機関)で検討を始め、来年の通常国会で地球温暖化対策推進法改正案を提出する考えです。業務部門では、各地で高層ビルの建設が相次ぎ、パソコンの普及などで空調の使用が増え排出量増大が顕著のなっていることから、エネルギーを大量消費する大型ビルに対し、単位面積当たりの排出量の数値目標を定め削減を義務づけることを検討します。また、幅広い関係者が削減に努める必要があるとし、ビルに入居する企業や店舗にも床面積に応じて削減量を割り振ることと、削減が出来なかった場合は何らかの罰則を課することも視野に入れていと報じられています。

●エタノールブームの課題●

ガソリン代替燃料であるエタノール燃料が注目され、世界各地で原料のトウモロコシの増産が続いています。原料のトウモロコシは、元来、食料や家畜の飼料であり、他の目的に振り返ることで価格の高騰が始まり、食料としてだけでなく、飼料代が高むことで食肉の値上がりに直結するなど、既に食糧供給に多大な影響が出ています。また、穀物生産には穀物量の約1000倍の水を必要とするとされ、地球上の限られた水をめぐめる奪い合いが懸念されています。更に、増産のため、熱帯雨林の伐採が進み二酸化炭素の吸収源が減少するなど、温暖化防止のためのエタノール燃料が、温暖化を促進している側面もきちんと考える必要があると報道されています。

●経団連 『地球温暖化防止対策事例集』発行●

日本経団連ホームページ<http://www.keidanren.or.jp>の「地球温暖化防止対策事例集(2006年度改訂版)~CO₂削減900のヒント~2007.4.11」に各産業分野の事例が報告されています。この中で、京都議定書を受けて地球温暖化防止に積極的に貢献していくべきとし、産業界における経団連として進めている種々の活動の様子が示されています。温暖化対策の記事を出筆をされる方、興味のある方は一読されることをお勧めいたします。